

第6期 雲南市農業委員会第37回総会議事録

1. 日 時 令和2年7月16日(木) 13:30～14:55

2. 場 所 市役所5階・全員協議会室

3. 出席委員(16名)

1番 錦織 邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
7番 山本 裕子	8番 吉廣 丈晴	9番 佐藤 博子	10番 三原 治雄
11番 吾郷 正司	12番 高橋美佐子	13番 橋本 博	14番 三島 輝昭
15番 柳原 昌広	16番 嘉本 輝雄	17番 山本 博子	19番 加藤 一郎

4. 欠席委員(3名)

5番 神田 邦昭	6番 小山 益男	18番 内部 武雄
----------	----------	-----------

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦
主 幹 錦織慎司

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第259号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第260号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第261号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第262号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
- ・議第263号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第264号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第265号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、16名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第37回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、2番高田耕委員、3番竹内勉委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会議等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 ・ 会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第259号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書5ページ、議第259号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。6ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況荒廃農地で面積は317㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、昭和57年頃より耕作しておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまった。ということです。令和2年7月1日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△他1筆、地目はすべて登記簿田、現況荒廃農地で面積は合計826㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は、相当以前より耕作しておらず、雑木及び竹が繁茂し山林原野化してしまった。ということです。令和2年7月1日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(確認委員、補足説明なし)</p> <p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第259号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第259号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第260号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、議第260号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。8ページをご覧ください。図面については9ページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区と〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番～2番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆、畑1筆で関係者は1名、合計面積は2,331㎡です。令和2年6月30日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>番号3番～6番、〇〇町〇〇地区については、地目は田3筆、畑が1筆、関係者は1名で合計面積は3,088㎡です。令和2年6月19日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田4筆、畑2筆の合計6筆、関係者は2名で合計面積は5,419㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(確認委員、補足説明なし)</p> <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第260号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第260号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第261号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第261号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。3件の申請が出ております。</p> <p>議案書は10ページからご覧ください。図面は資料13ページからご覧ください。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目は登記簿現況ともに田が1筆と畑が1筆で合計面積は1, 213㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇市〇〇の△△△△さん。申請事由は、農地付空家制度を利用するため。ということです。</p> <p>土地代は家屋その他不動産を一括購入のため不明。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は登記簿現況ともに畑が3筆で、合計面積は430㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんと〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は〇〇市〇〇町の△△△△さんで、申請事由は、農地付空家制度を利用するため。ということです。土地代は10aあたり15万円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は463㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の有限会社□□□□さんです。申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。ということです。</p> <p>譲受人は△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。</p> <p>確認は〇〇推進委員さんです。□□□□さんは平成22年に解散されましたが、その際会社所有のこの農地について会社関係者に取得要件を満たす方がいらっしゃらず、その後ずっと引き取り手を探しておられました。このたび、近隣にお住いの△△さんに引き取っていただくこととなり、今回の申請となりました。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
16番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
16番	<p>16番〇〇です。申請番号1番の△△さんという方が譲り受けられるものですが、住所が〇〇となっておりますけれども、実際今のところ〇〇にお住まいになっているようで、様子を聞きましたら許可になっていただくようになれば11月ぐらいからこちらに移れるかなという話をしておられました。あと農業のことですが全く経験がないという方でございますが、いただいている資料を見ますと地域の中へ溶け込んでいきたいということです。田は保有米を自分で作りたいという気持ちが非常に強い思いをもっておられます。畑は野菜畑ということで自家消費のものをということです。そういう方空き家付き農地を利用して荒廃した農地を農地として再生したいということです。</p> <p>もう一つも〇〇町の件でして、△△△△さんのお母さんが〇〇町にお住まいのようでして、家の後で若干作付けを自分でやっているということで、△△さんにとってはお母さんが頼りの農業というようなかっこうですが、そういうことで空き家付きの制度を利用してこの農地等を取得したいということで、野菜の苗等はJAであったり周りの方々との協力もいただいてやっていきたいということですし、農機具等についてはですね、お母さんのところの実家の機械もあるようですし、それを使って耕作していきたいということです。以上です。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第261号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第261号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長 事務局	<p>次に、議第262号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書12ページ、議第262号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを説明します。議案書は13ページ、資料は24ページからご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付き農地について指定追加および指定解除の事案が発生したため、先月令和2年6月26日の総会で審議していただき告示した内容を変更するためです。議案書13ページの別表2をご覧ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>指定追加によるものは太文字下線表示の6筆となり、指定解除によるのが見え消しにしております5筆となります。指定追加に係る農地は資料25ページから35ページをご覧ください。これにより、空き家付き農地は変更前の9物件29筆から10物件30筆に変更となります。なお、変更後の下限面積及び別段面積の告示日については、本日を予定しております。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第262号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第262号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第263号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第263号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。15ページをご覧ください。図面は、37ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は、現在の墓地は山中にあり、旧来より参道がなく維持管理が困難なため、申請地に移転したい。とのこと。</p> <p>農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。</p> <p>許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況雑種地で申請面積は5.5㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で自家用車2台分、来客用1台分を整備されます。転用理由は、家族が増え、現在の駐車場が不足しているため申請地に駐車場を整備したい。とのこと。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成28年ごろより駐車場に利用してしまった。とのこと。</p> <p>第3種農地で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況雑種地で申請面積は472㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は資材置場で倉庫1棟16㎡、物置1棟6㎡、プレハブトイレを建築されます。転用理由は、他に自己所有地がないため、市道に面して車両の出入りが便利な当該申請地を資材置き場として利用したい。とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成22年ごろより資材置場に利用してしまいました。とのことです。</p> <p>令和2年6月22日に農用地区域除外の事前了承となり、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分は、土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地である。ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定されます。また1種農地であるため島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況雑種地で申請面積は627㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は農業用物置及び養殖場で、物置2棟、水槽4槽を建築されます。転用理由は、申請地は日照が悪く耕作しづらいため、農業用の物置と魚の養殖場を整備したい。とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成24年ごろより養殖場と物置を建築してしまいました。とのことです。</p> <p>令和2年6月22日に農用地区域除外の事前了承となり、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△ほか2筆。地目は登記簿田、現況宅地が1筆、登記簿畑、現況宅地が2筆で、申請面積は合計622㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地拡張及び納屋車庫で、居宅1棟39㎡、納屋1棟110.5㎡、物置1棟27.5㎡を建築されます。転用理由は、自宅を新築するにあたり宅地を拡張したい。併せて、納屋と車庫を建築したい。とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和56年ごろに宅地拡張に併せ納屋と車庫を建築してしまいました。とのことです。</p> <p>令和2年6月22日に農用地区域除外の事前了承となり、確認は〇〇委員さんです。農地区分及び許可条項は申請番号3番に同じです。</p> <p>本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定されます。また1種農地であるため島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に、会長専決により許</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長 16番 議 長 16番</p>	<p>可となります。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願ひします。</p> <p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>16番〇〇です。2番の〇〇町〇〇の□□□□さんから始末書が出ておりますので、読ませていただきます。</p>
<p>議 長 9番 議 長 9番</p>	<p>この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は畑でありましたが、平成28年頃より駐車場として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓ひいたします。〇〇会長様あてに本人からの始末書でございます。以上です。</p> <p>他に。</p> <p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>9番です。申請番号3番について始末書が出ておりますので、読ませていただきます。</p> <p>この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は田でありましたが、平成25年頃より資材置場・駐車場として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓ひいたします。以上でございます。</p>
<p>4番 議 長 4番</p>	<p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>4番です。番号4番の案件につきまして、□□□□さんから始末書が出ておりますので、読ませていただきます。</p> <p>この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は田でありましたが、当時所有者であった△△△△が、平成24年ごろより養殖場を作り、またその管理道具と農作業機械の管理を兼ねた物置を建築し利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓ひいたします。以上でございます。よろしくご審議のほどをお願ひします。</p>
<p>議 長 11番 議 長 11番</p>	<p>はい、他にございませぬか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>11番です。申請番号5番の案件で、始末書が出ておりますので、読ませていただきます。</p> <p>この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△、△△-△</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>の土地は畑、同所△△-△の土地は田でありましたが、昭和56年に自宅を新築するにあたり、拡張造成、建物敷地には農業資材収納用物置が大型農機具兼自家用車庫を建築し利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。以上審議のほどをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第263号農地法第4条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、申請番号1番及び申請番号2番の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要となる案件でございます。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第263号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番及び2番の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、申請番号4番の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第263号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号4番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、申請番号3番及び申請番号5番の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第263号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号3番及び5番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合並びに県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第264号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第264号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。9件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。資料は63ページからご覧ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿現況ともに2筆とも田で、面積は合計500㎡ですが、本年3月に田畑転換届が提出されております。</p> <p>権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は息子さんの△△△△さんです。転用目的は、個人住宅で居宅1棟を建築されます。</p> <p>転用事由は、現在の住宅が老朽化し、日照も悪いため申請地に住宅を建築する。ということです。始末書が提出されており、当面の間は畑作を行うつもりで隣接地の造成工事に合わせて埋め立てを行ったが、建築予定が早まった。ということです。</p> <p>確認は〇〇委員さんです。</p> <p>都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目は登記簿現況ともに田で、合計面積は28.71㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんと〇〇町〇〇の△△△△さんがそれぞれ6分の1ずつの持分を譲り受けられます。譲受人のお2人は、今年3月の総会において隣接地に居宅を建築されるということで転用を許可されておりますが、その居宅の上下水道を整備するにあたり今回の申請地が必要になった。ということです。</p> <p>転用目的は、上下水道用地で転用事由は、隣接地に新築する住宅のための上下水道を整備する。ということです。始末書が出されており、農地法の認識不足から隣接地の宅地造成に合わせて事前着工をしてしまった。ということです。</p> <p>土地代については隣接地の土地取得・宅地造成費に含まれているため不明。確認は〇〇委員さんです。農地区分および許可条項は1番に同じです。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿現況ともに田で、面積は500㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は個人住宅で、転用事由は、申請地を譲り受け、居宅を新築する。ということです。土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。令和2年6月22日に農用地区域除外の事前了承となり、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>本件については、農用地区域除外が事前了承されたことにとどまるため、審議は許可相当とし、後日、農用地区域除外が正式に公告決定された後に、会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿現況ともに畑で、面積は850㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>転用目的は個人住宅および倉庫で、転用事由は、申請地を譲り受け、居宅および倉庫を新築する。ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり294万円。確認は〇〇委員さんです。令和2年6月22日に農用地区域除外の事前了承となり、農地区分は、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>なお、本件は、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件であること、農用地区域の除外が事前了承されたことにとどまるため許可相当とし、常設審議委員会での許可妥当及び農用地区域の除外の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目は両筆とも登記簿は田で現況は雑種地、合計面積は610㎡です。</p> <p>権利の種別は賃貸借で、貸付人は△△-△が〇〇町〇〇の□□□□さん、△△-△は□□□□さんの相続人として同じ□□□□さん、借受人は〇〇市です。本件は、平成27年7月に一時転用として許可された農地を、一時転用の期間が終了したため改めて転用を行うものです。</p> <p>転用目的は駐車場で、転用事由は、職員駐車場として申請地を借り受け使用する。ということです。始末書が出されており、今回、引き続き駐車場として使用するつもりであったため、本来は農地に復元して返却すべきところを復元しなかった。また、所有者との調整に時間を要し申請が遅れてしまった。ということです。</p> <p>土地代について10アールあたり年額944千円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、許可条項は1番と同じく原則転用可能な第3種農地と判断いたしました。</p> <p>申請番号6番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は30㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん□□□□さん、譲受人は△△△△さんです。転用目的は、宅地拡張で自宅の庭を整備されます。</p> <p>転用事由は、居宅が隣接地に迫っており、庭が全くないため、申請地を譲り受け宅地を拡張する。ということです。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分及び許可条項は5番に同じです。</p> <p>申請番号7番。〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目は、登記簿現況ともに田で、面積は500.6㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんと△△△△さんで、持分は△△さんが10分の7、△△さんが10分の3となります。</p> <p>転用目的は個人住宅で、転用事由は、現在賃貸住宅住まいであるため申請地を譲り受け、居宅を新築する。ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり732千円。確認は〇〇推進委員さんです。令和2年6月22日に農用地区域除外の事前了承となり、農地区分及び許可条項は申請番号4番に同じです。なお、許可についても申請番号4番同様、許可相当となります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>10番</p> <p>議 長</p> <p>10番</p>	<p>申請番号8番。〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿・現況ともに畑で、面積は285㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇町の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は個人住宅で、転用事由は、現在借家住まいであるため申請地を譲り受け、住宅を新築する。ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり1,365万円。確認は〇〇委員さんです。令和2年6月22日に農用地区域除外の事前了承となり、農地区分及び許可条項は申請番号4番に同じです。なお、許可についても申請番号4番同様、許可相当となります。</p> <p>申請番号9番。〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿現況ともに田で、面積は82㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は宅地拡張で、転用事由は、居宅の新築にあたり、申請地を譲り受け居宅および物置敷地の一部として了する。ということです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、昭和56年より事前着工をしてしまった。とのことでした。</p> <p>土地代は農地を交換するため無償。交換する農地については2月の総会において3条申請が提出されており、承認されております。確認は〇〇委員さんです。令和2年6月22日に農用地区域除外の事前了承となり、農地区分及び許可条項は申請番号4番に同じです。なお、許可についても申請番号4番同様、許可相当となります。</p> <p>以上、ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>10番です。申請番号1番、申請番号2番について始末書が出ておりますので、読ませていただきます。本日は、〇〇委員さんが欠席でございますので、代わりに私が読ませていただきます。</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇△△-△ △△△△</p> <p>この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△及び△△-△の土地は田でありましたが、4・5年後に自宅を建築予定しておりましたが、隣接地の工事と同時に埋め立てをして、当分の間は畑として利用する予定でしたが、建設が早まり今回自己住宅のために転用手続きをしてしまいました。今後は慎重に計画をし、今後このようなことが起こらないように誓約します。ということでした。</p> <p>続きまして、申請番号2番です。□□□□さん。</p> <p>この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△及び△△-△の土地は田でありましたが、令和2年5月に住宅地造成を行いそれに伴い、上下水道の引き込み用地として申請地を利用整備しました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓ひいたします。ということで始末書が提出されておりますので、よろしくお願ひします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 3 番	他に補足説明はございませんか。 はい。
議 長 1 3 番	はい。どうぞ。 1 3 番です。申請番号 5 番の件ですけれども、〇〇町〇〇 □□□□さんの始末書を読み上げます。
	これは、〇〇市の管財課の案件で、下記の土地は、平成 2 7 年 7 月 1 4 日付けで、農地法第 4 条第 1 項の一時転用の許可を受け、同年 1 1 月 3 0 日から駐車場用地として利用しておりました。この度、許可期間である 5 年後に一時転用であったために農地に戻すことが前提ですが、土地所有者とも協議を行い引き続き駐車場用地として利用することから、農地へ復旧しないことにしました。また本来であれば許可期間内に申請手続きをしなければなりませんでした。土地所有者との協議に時間を要したことから手続きが遅れてしまいました。今後はこのようなことが無いように注意し農地法の手続きを遵守いたしたいと思っておりますので、何卒農地転用のご審議をよろしくお願いします。ということで、管財課の方から出ておりますので、よろしくお願いたします。
議 長 1 1 番	他に補足説明はございませんか。 はい。
議 長 1 1 番	はい。どうぞ。 1 1 番です。申請番号 9 番について、始末書が出ておりますので、読ませていただきます。
	この度、農地法第 5 条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は田でありましたが、昭和 5 6 年に自宅を新築するにあたり、拡張造成、建物敷地に利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いたします。以上でございます。よろしくお願いたします。
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長 2 番	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 はい。
議 長 2 番	はい。どうぞ。 2 番です。以前にも言ったことがあると思いますが、結構申請した方は農地法の理解不足とかの始末書のコメントが結構ありますが、建設業者・建築業者は当然その土地が農地か農地でないかというのは、当然業者としてチェックすべきであって、あたかも終わった後で始末書を出して終わりではないので、しかるべき団体・協会等にも農業委員会として申し入れをするべきことではないかというふうに思います。以上です。
議 長	はい、事務局と協議の上、必要なことと思っておりますので、業界に対してきちっと申し入れをしたいと思っております。
議 長	他にございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>以上で、討論を終わります。お諮りいたします。議第264号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、申請番号1番、申請番号2番、申請番号5番及び申請番号6番の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要となる案件でございます。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第264号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番、2番、5番及び6番の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、申請番号3番の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第264号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、申請番号4番、7番、8番及び9番の案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、また、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第264号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号4番、7番、8番及び9番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合並びに県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第265号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ、議第265号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを説明します。議案書23ページをご覧ください。今回は設定件数4件。内訳は〇〇町3件、〇〇町1件となります。借り受け戸数は4戸となっております。中間管理機構が借り受けるものはございません。</p> <p>全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。今回は、〇〇町と〇〇町のみでございますが、協議の際、議事参与の制限に該当する、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号2番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。なお、部屋の喚起のため少し長めですが、14時45分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">・・・ (休憩) ・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、〇〇町より発表していただきます。最初に、議事参与の制限に該当する案件である、申請番号2番を除く案件について、各町より発表していただきます。よろしくお願いします。</p>
2 番	<p>2番です。申請番号1番と3番について、1番は再設定でありますので引き続きよろしいんではないかと思えます。3番ですが、新規となっておりますけれども設定する□□さんが体調が思わしくないようでありまして、それで誰かやってもらうということで、△△さんというのは親族関係のある方の方でして、農政課の方で確認されたことの方でして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町、お願いします。</p>
9 番	<p>9番です。申請番号4番の案件は、再設定であり問題ないと思えますのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第265号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号2番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第265号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号2番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議事参与の制限に該当する、申請番号2番の案件について審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、14番〇〇委員には、ご退席願います。 (14番〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号2番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
2 番	<p>2番です。申請番号2番の案件について、〇〇さん個人で利用権設定ということでしたが、今回法人の方に委ねるといふふうに切り替わったところでありまして、新規となっておりますけれども実質再設定と受ける者が代わったということで、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第265号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号2番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第265号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、申請番号2番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>14番委員にはご着席願います。</p> <p>(14番 ○○委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:55終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____